

別紙

食品衛生法に基づく違反者の公表基準

1 目的

この公表基準は、食品衛生法（以下「法」という。）第63条の規定に基づき、法に違反した者の公表について、その拠るべき基準を定め、食品衛生上の被害拡大防止や注意喚起、消費者に対する情報提供を目的とする。

2 公表の対象

行政処分又は書面による行政指導（以下「行政処分等」という。）を受けた者であつて、別表に定めるもの。

3 公表内容

次に掲げるものについて公表することを原則とする。

- (1) 行政処分等を受けた営業者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
- (2) 行政処分等の対象となった食品等
なお、違反食品等に対する回収命令や販売禁止等の場合は違反食品等の名称及びその商品が特定できる商品名
- (3) 行政処分等の対象となった施設の名称及び所在地
- (4) 行政処分等を行った理由
- (5) 行政処分等の内容及び措置状況

4 公表時期

行政処分等を行った後、速やかに公表するものとする。

5 公表方法

- (1) 別記第1号様式により県ホームページへの掲載により行う。
- (2) 公表期間は行政処分を行った翌日から起算して14日を下らない期間とする。
ただし、営業の禁停止期間が14日間を超える場合は、当該期間を公表期間とする。
- (3) 公表は、すべて福祉保健部生活衛生課が行う。
そのため、保健所長は、公表の対象となる行政処分等を行った場合は、速やかにその内容について、別記第2号様式により福祉保健部生活衛生課長に報告する。

6 その他

- (1) 県内に流通している食品等について行政処分等を行ったもので、原因施設（製造所又は輸入者等所在地）が県外等にある場合は、事前に当該施設を所管する行政機関と十分協議のうえ公表する。
- (2) 食中毒や違反事例等について、食品衛生上の危害防止等の観点から行う報道機関への情報提供は、別途実施する。

7 適用年月日

この公表基準は、平成16年6月1日以降に行政処分等を受けた者について適用する。
改正後の公表基準は、平成18年6月26日以降に行政処分等を受けた者について適用する。

別表

1 行政処分等を受けたもので公表の対象となる営業者等

(1) 次に掲げる規定に違反した営業者で、法第54条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第55条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第56条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

- ア 法第6条（不衛生食品等の販売等の禁止）
- イ 法第7条（新開発食品等の販売禁止）
- ウ 法第8条（特定の食品等の販売等の禁止）
- エ 法第9条（病肉等の販売等の制限）
- オ 法第10条（添加物等の販売等の制限）
- カ 法第11条第2項（規格又は基準に合わない食品等の販売等の禁止）
- キ 法第11条第3項（一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止）
- ク 法第16条（有毒器具等の販売等の禁止）
- ケ 法第17条第1項（特定の器具等の販売等の禁止）
- コ 法第18条第2項（規格又は基準に合わない器具等の販売等の禁止）
- サ 法第19条第2項（基準に合う表示がない食品等の販売等の禁止）
- シ 法第20条（虚偽表示等の禁止）
- ス 法第25条第1項（食品等の検査に不合格添加物等の販売等の禁止）
- セ 法第26条第4項（検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止）
- ソ 法第48条第1項（食品衛生管理者の非配置）
- タ 法第50条第3項（有毒物質の混入防止等の措置基準の非遵守）

(2) 次に掲げる規定による基準又は条件に違反した営業者であって、法第55条又は第56条の規定による処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの

- ア 法第51条（営業施設の基準）の規定による基準に違反した場合
- イ 法第52条第2項第1号又は第3号（営業許可の欠格）に該当するに至った場合
- ウ 法第52条第3項（営業許可条件）の規定による条件に違反した場合

なお、この公表基準において、書面による行政指導とは、違反が軽微なもの（当該者の故意、重大な過失等によるものか否か、当該違反による健康影響の程度、当該違反に対する社会的関心の程度等を勘案して判断する。）であって、当該違反について直ちに改善が図られたもの以外について、保健所長名により行うものをいう。

別記第1号様式

1 施設等に対する行政処分等の場合

公表年月日	施設名	施設所在地	営業者氏名	業種	適用条項	行政処分等を行った理由	行政処分等の内容及び措置状況	備考
-------	-----	-------	-------	----	------	-------------	----------------	----

2 違反食品等に対する行政処分等の場合

公表年月日	違反食品			適用条項	違反内容	違反食品製造者等氏名※1	違反食品製造所等所在地※2	行政処分等の内容及び措置状況	備考
	商品名	ロットNo.等	原産国名						

※1 輸入品にあつては、輸入業者の氏名

※2 輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地

第2号様式

平成 年 月 日

生活衛生課長 様

保健所長

行政処分等の実施について

下記のとおり行政処分等を行ったので報告します。

記

- 1 行政処分等を受けた事業者の氏名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
- 2 行政処分等の対象となつた食品等
なお、違反食品等に対する回収命令や販売禁止等の場合は違反食品等の名称及びその商品が特定できる商品名
- 3 行政処分等の対象となつた施設の名称及び所在地
- 4 行政処分等を行った理由
- 5 行政処分等の内容及び措置状況

添付書類

行政処分にあつては命令書の写し、行政指導にあつては書面の写し
収去検査により違反が確認されたものにあつては、検査結果の写し